

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-介護分野の基準について-」の一部改正について

令和2年4月1日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-介護分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

br>

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P4	第1 特定技能外国人が従事する業務 【確認対象の書類】 ○5つ目		○ 指定通知書等とは、介護保険法等に基づく事業所の指定や、医療法に基づく病院等の開設許可を証する書面を指します。
2	P5	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【関係規定】	分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 介護分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験等に合格等した者又は介護分野の第2号技能実習を修了した者とする。 (1)技能水準(試験区分) ア「介護技能評価試験(仮称)」 イ アに掲げる試験の合格と同等以上の水準と認められるもの	分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 介護分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験等に合格等した者又は介護分野の第2号技能実習を修了した者とする。 (1)技能水準(試験区分) ア「介護技能評価試験」 イ アに掲げる試験の合格と同等以上の水準と認められるもの

			<p>(2)日本語能力水準</p> <p>ア 「日本語能力判定テスト(仮称)」又は「日本語能力試験(N4以上)」に加え、「介護日本語評価試験(仮称)」</p> <p>イ アに掲げる試験の合格と同等以上の水準と認められるもの</p>	<p>(2)日本語能力水準</p> <p>ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」に加え、「介護日本語評価試験」</p> <p>イ アに掲げる試験の合格と同等以上の水準と認められるもの</p>
3	P8	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p> <p>【確認対象の書類】</p> <p>○8つ目</p>	<p>○ 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したとして技能試験の合格等の免除の対象となる場合には、EPA介護福祉士候補者としての就労・研修を3年10か月以上修了した後、直近の介護福祉士国家試験の結果通知書を提出し、合格基準点の5割以上の得点であること及びすべての試験科目で得点があることについての確認が必要です。</p>	<p>○ 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したとして技能試験の合格等の免除の対象となる場合には、EPA介護福祉士候補者としての就労・研修を3年10か月以上修了した後、直近の介護福祉士国家試験の結果通知書を提出し、合格基準点の5割以上の得点であること及びすべての試験科目群で得点があることについての確認が必要です。</p>